狭山市協働事業提案制度実施要綱

（平成２４年７月１０日市長決裁）
（平成２７年２月１０日一部改正）
（令和４年１２月５日一部改正）

（目的）

第１条　この要綱は、狭山市協働ガイドラインに基づき、地域課題や行政課題を自ら解決しようとする市民活動団体、NPO 団体等（以下「市民活動団体等」という。）の専門性、柔軟性等を活かした公益的な事業の提案を募集し、提案された事業を市民活動団体等と市の協働事業として実施することにより、市民主体のまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「協働事業」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 市民提案型協働事業（市民活動団体等が市と協働で実施したいテーマを自由に提案する事業をいう。）
(2) 行政提案型協働事業（市が市民活動団体等と協働で実施したいテーマを公表し、そのうちから市民活動団体等が関心のあるテーマについて提案する事業をいう。）

（事業対象団体）

第３条　協働事業の提案をすることができる団体は、市内で公益性のある活動をする市民活動団体等で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) ５人以上の会員で組織し、その過半数が市内に在住、在勤、在学していること。
(2) 活動の拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行っていること。
(3) 組織の運営に関する規約等があること。
(4) 適正な会計処理が行われていること。

（対象事業）

第４条　協働事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 公益的な事業であって、協働で実施することにより地域課題や行政課題の解決が図られ、施策として展開できるもの
(2) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できるもの
(3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果及び市民の自治力の向上が期待できるもの
(4) 提案する市民活動団体等が実施することが可能であるもの
(5) 収支の見積り等が適正であるもの

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、協働事業の対象としない。

(1) 営利又は政治、宗教若しくは選挙活動を目的とするもの

(2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの

(3) 施設等の建設又は整備のみを目的とするもの

(4) 学術的な研究を目的とするもの

(5) 親睦を主な目的とするもの

(6) 既存の制度で対応できるもの

(7) 公序良俗に反するもの

（事業期間）

第5条　事業期間は、単年度を原則とする。

（協働事業の提案）

第6条　協働事業を提案しようとする市民活動団体等は、協働事業に関する提案書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 協働事業に関する企画書（様式第2号）

(2) 協働事業収支予算書（様式第3号）

(3) 協働事業実施スケジュール（様式第4号）

(4) 協働事業提案団体概要書（様式第5号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（調査）

第7条　市長は、提案された協働事業について次に掲げる事項を調査する。

(1) 第3条に規定する応募資格の有無

(2) 法令等違反の有無

(3) 市の他の制度等による実施の可否

(4) その他市長が必要と認める事項

（選考）

第8条　市長は、第6条に規定する書類が提出されたときはその内容を狭山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）の審査及び選定に付するものとする。

2　委員会は、第4条に定める基準に基づき審査及び選定をし、当該結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

（事業の決定及び協議）
第9条　市長は、委員会からの報告に基づき協働事業を決定する。
２　前項の規定により決定した協働事業の実施に係る市の負担額は、予算の範囲内とする。
３　市長は、第1項の規定により、協働事業の採択又は不採択を決定し、その旨を狭山市協働事業採択・不採択決定通知書（様式第6号）により提案団体に通知するものとする。

（協定の締結）
第10条　市長及び前条の規定により提案した協働事業を採択された提案団体（以下「協働団体」という。）は、協働事業の実施に向けて協議をし、必要に応じて事業実施に当たっての基本的事項、役割分担等を明示した協定を締結するものとする。

（事業の変更等）
第11条　協働団体は、当該事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、狭山市協働事業変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（報告書等の提出）
第12条　協働団体は事業が完了したときは速やかに、狭山市協働事業完了報告書（様式8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。
(1)　狭山市協働事業収支決算書（様式第9号）
(2)　協働事業の実施に要した費用の領収書等の写し
(3)　その他市長が必要と認めるもの

（事業報告会）
第13条　協働団体は、市長が開催する事業報告会において、協働事業の内容について報告するものとする。

（事業評価）
第14条　市長及び協働団体は、共同で事業成果等の分析及び評価を行う。

（公表）
第15条　市長は、第6条の規定により提出された提案について、提案団体の名称、代表者氏名、事業の概要並びに審査及び選定の結果を公表するものとする。

2　市長は、前条の規定により事業評価された協働事業について、協働団体の名称、代表者氏名、実施した事業の概要及び成果等を公表するものとする。

（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年７月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年２月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１２月５日から施行する。